

## 内部通報規程

### 第1条【目的】

本規程は、軟式野球を行う選手をはじめとする軟式野球に関係する者からの不正行為に関する通報を適切に処理するための仕組みを定めることにより、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「本連盟」という。）内部の不正行為又はこれに関連する不正行為を通報により早期に発見し、自浄作用を機能させることを目的とする。

### 第2条【通報者】

本規程の定めるところにより、通報することが出来るものは、次の各号によるものとする（以下「通報者」という）。

- (1) 本連盟規程第7条に定める一般会員、チーム会員、チーム会員を構成する代表者、監督、コーチ及び競技者（以下「選手等」という。）
  - (2) 定款26条に定める役員、定款33条に定める顧問及び参与、公益財団法人軟式野球連盟規程第24条に定める委員会の委員
  - (3) 加盟全国団体に所属するチームを構成する代表者、監督、コーチ及び競技者
- 2 通報者の家族、ごく近い関係者も、当該通報者に代わり通報することができる。

### 第3条【被通報者】

本規程の定める通報の対象となる者（以下「被通報者」という。）は、次の各号によるものとする。

- (1) 本連盟の役職員等（定款26条に定める役員、定款33条に定める顧問及び参与、公益財団法人軟式野球連盟規程第24条に定める委員会の委員、本連盟と雇用又は委託関係にある職員）
- (2) 本連盟に加盟する以下の団体（以下、「加盟団体等」という）とその役職員等
  - ① 定款第47条に定める都道府県軟式野球団体
  - ② 本連盟規程第3条2項に定める末端支部
  - ③ 定款47条に定める理事会で特に定めた軟式野球団体加盟全国団体
- (3) 本連盟規程第7条に定める一般会員
- (4) 本連盟規程第7条に定めるチーム会員、チーム会員を構成する代表者、監督、コーチ及び競技者

### 第4条【通報対象行為】

通報窓口は、本連盟倫理規範が規定する具体的遵守事項を対象とする。

### 第5条【通報】

通報処理の仕組みは、倫理委員会が所管する。

- 2 通報を受ける窓口（以下、「通報窓口」という。）を設置する。
- 3 前項の通報窓口は、本規程が定める守秘義務を課した上、本連盟外部に委託することができる。
- 4 通報窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会のいずれも可能とする。
- 5 本連盟は、前項の利用方法について、本会ホームページ、競技者必携等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

#### 第6条【通報受付における配慮】

通報窓口は、通報を受け付けるに際し、通報者の秘密に配慮しなければならない。

- 2 通報窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けることとする。

#### 第7条【不正の目的】

通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報等その他不正の目的の通報を行ってはならない。

#### 第8条【通報に基づく調査】

通報窓口は、通報を受け付けた後、調査が必要であるか否かについて、公正、公平、かつ誠実に検討し、通報者に対し、今後の対応について通知する。

- 2 通報された事項に関する事実関係の調査は、倫理委員会及び倫理委員会が委嘱する本連盟事務局員が行う。
- 3 前項の事実関係の調査について、通報者の了承を得たうえで、事案が発生した支部または加盟団体に依頼することができる。
- 4 調査を依頼された支部または加盟団体は、公正かつ公平に調査を実施することとし、その調査結果を速やかに本連盟倫理委員会に報告する。この場合において、通報者の秘密又は個人情報その他通報において知りえた情報を漏らしてはならない。

#### 第9条【調査における配慮】

調査担当者は、調査の実施に際し、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。

#### 第10条【利益相反関係の排除】

通報処理業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての処理に関与してはならない。

#### 第11条【調査結果】

本連盟は、調査の結果を踏まえ、調査結果を、可及的速やかにとりまとめ、通報者に対

し、その結果を通知する。

#### 第12条 【是正措置】

本連盟は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるものとする。

2 本連盟は、通報者及び被通報者や当該調査に協力した者等の秘密保持に十分に配慮しつつ、通報内容、調査の結果及び是正措置の内容等について公表することができる

#### 第13条 【本連盟の処分】

本連盟は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、本連盟懲罰規程に従って、処分を課すことができる。ただし、通報者又は調査に協力した者が自ら不正行為に関与していた場合、その者に対する処分については減免することができる。

#### 第14条 【不利益な取り扱いの禁止】

本連盟、関係した支部、加盟団体は、通報窓口を利用したことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

#### 第15条 【改廃】

本規程は、理事会の議決を経て変更することができる。

#### 【施行】

本規程は、令和3年12月13日から施行する。